地域再生支援利子補給金・
特定地域再生支援利子補給金関係
手続の手引き

内閣府　地方創生推進事務局

○　本手引きについて

本手引きは、地域再生制度における金融支援措置である地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金を十分に活用するために、地域再生法、地域再生法施行規則、地域再生基本方針及び地域再生支援利子補給金交付要綱に規定されている手続きや申請のための準備について解説するものです。

今後、地域再生計画に係る認定申請の手引きの変更又は制度を運用していく中で、地域再生基本方針の改定等と併せて改定することがあり得ます。

なお、本手引きで不明な点については、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局（利子補給担当）

TEL：03-5510-2473

E-mail:rishi.hokyu@cao.go.jp

令和４年１月版

目　　次

１．　地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の概要　3

（１）　制度概要　3

（２）　地域再生利補の基本的事項　4

２．　地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の支給手続　6

（１）　手続の流れ（全体）　6

（２）　利子補給金の支給までの各段階の手続　7

①　認定申請のための地域再生協議会、認定申請手続及び地域再生計画の同意条件　7

②　金融機関の指定申請手続　9

③　事業者推薦の手続　14

④　利子補給契約の手続　20

⑤　利子補給金支給申請の手続　25

３．　利子補給金の支給後の手続　29

①　事業変更等の報告　29

②　事業状況報告　31

③　事業完了報告　31

④　利子補給金の経理　32

（添付資料）

別添１　指定申請書の記載例

別添２　推薦申請書の記載例

別添３　利子補給契約等申込書の記載例

別添４　計算表の記載例

別添５　「別紙　実施する事業について」　（ホームページ掲載略）

別添６　地域再生支援利子補給等契約書約款　（ホームページ掲載略）

（参考資料）

１）　地域再生法（抄）

２）　地域再生法施行令（抄）

３）　地域再生法施行規則（抄）

４）　地域再生基本方針（抄）

５）　地域再生支援利子補給金交付要綱

１．　地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の概要

（１）　制度概要

地域再生支援利子補給金制度（以下「地域再生利補」という。）は、地域再生計画の推進に資する事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの融資により資金調達を行う場合に、政府が予算の範囲内で、指定金融機関に対し地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を支給するものであり、民間事業者[1]の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としたものです。

＜利子補給率＞

0.7％以内

＜利子補給金の支給期間＞

指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して５年間

＜利子補給金の支給の対象となる金融機関＞

①　銀行

②　信用金庫及び信用金庫連合会

③　労働金庫及び労働金庫連合会

④　信用協同組合及び信用協同組合連合会

⑤　農業協同組合及び農業協同組合連合会

⑥　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

⑦　農林中央金庫

---

[1] 国又は地方公共団体（国又は地方公共団体による出資比率の合計が 50％を超える子会社・子法人を含む）による出資比率が 50％を超える事業者等、国又は地方公共団体による資本的支配を受けていると評価される事業者以外の事業者

⑧　株式会社商工組合中央金庫

⑨　株式会社日本政策投資銀行

＜指定金融機関の指定要件＞

①地域再生協議会の構成員であること、②経理的基礎を有すること、③知識及び経験を有する人的構成であること、④地域再生法施行規則（以下「規則」という。）第４条各号又は第６条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること（①は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意要件です。）

（２） 地域再生利補の基本的事項

①地域再生利補は、地域再生制度における金融上の支援措置として実施されるものです。よって、利子補給金の支給を受ける指定金融機関は、事業者に対し、支給を受けた利子補給金額を事業者に交付又は利子補給金相当分について、利子を軽減した貸付けを行うこととなります。

②指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については、各指定金融機関の審査の基準に基づくものであるため、指定金融機関が地域再生協議会の構成員となっている場合でも、当該地域再生協議会による影響を受けるものではありません。

③地域再生利補と国による他の利子補給金制度（地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金を含む。）及び利子補給制度に類する制度との併用はできません。

④地域再生利補の利子補給金支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしていますので、ご要望の内容や時期により対応できない場合もあります。地域再生利補の募集に関する情報については本手引きによるほか、内閣府ホームページ（https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html）でお知らせしますので、併せてご確認ください。

⑤地域再生利補の評価については、地域再生計画の評価と同時に、適切に評価を行うことが必要となります。

⑥地域再生計画に地域再生利補の活用を明記し、内閣総理大臣の認定を受けることによって地域再生利補の活用が可能となります。この場合、地域再生利補のみの計画策定も可能です。

①地域再生計画の認定

●地方公共団体は次の事項を記載した地域再生計画を作成し、認定申請を行います。
認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。
a）地域再生支援貸付事業及び特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業の内容
b）該当する対象事業項目（施行規則に規定）
c）地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意）

②金融機関の指定申請

●地域再生協議会の構成員（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意）であり、利子補給金の対象となる融資を実施しようとする金融機関の申請に基づき、要件を満たしていると認められる金融機関を内閣総理大臣が指定（以下「指定金融機関」という。）を行います。

③事業者の推薦

●認定地域再生計画に合致する事業を実施する事業者が指定金融機関から当該事業に必要な資金を借り入れる場合、当該事業者は当該指定金融機関を経由して内閣総理大臣に推薦申請書を提出します。推薦申請書提出の際、認定地方公共団体の確認書を添付していただきます。
（交付要綱において規定）

④利子補給契約の締結

●指定金融機関が推薦を受けた事業者に融資を行った後、利子補給契約を金融機関と内閣府の間で締結します。

⑤利子補給金の支給

●金融機関は年２回（９月、３月）、利子補給金の支給申請を行います。
支給申請の際、融資の返済状況を確認できる資料を添付していただきます。

地域再生計画の同意条件

①地域再生支援貸付事業及び特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業が対象事業項目に該当すること
②地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が施行規則に規定する金融機関（※）であること
③地域再生支援貸付事業を行う金融機関が当該地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員となっていること
（※）銀行、信用金庫、労金、信用組合、農協、漁協、農林中金
商工中金、政投銀　等

指定金融機関の要件

①地域再生協議会の構成員であること（地域再生支援貸付事業を行う場合のみ必須）
②経理的基礎を有すること
③知識及び経験を有する人的構成であること
④規則第４条各号又は第６条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること

図１　地域再生支援利子補給金の概要

２．　地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の支給手続

（１）　手続の流れ（全体）

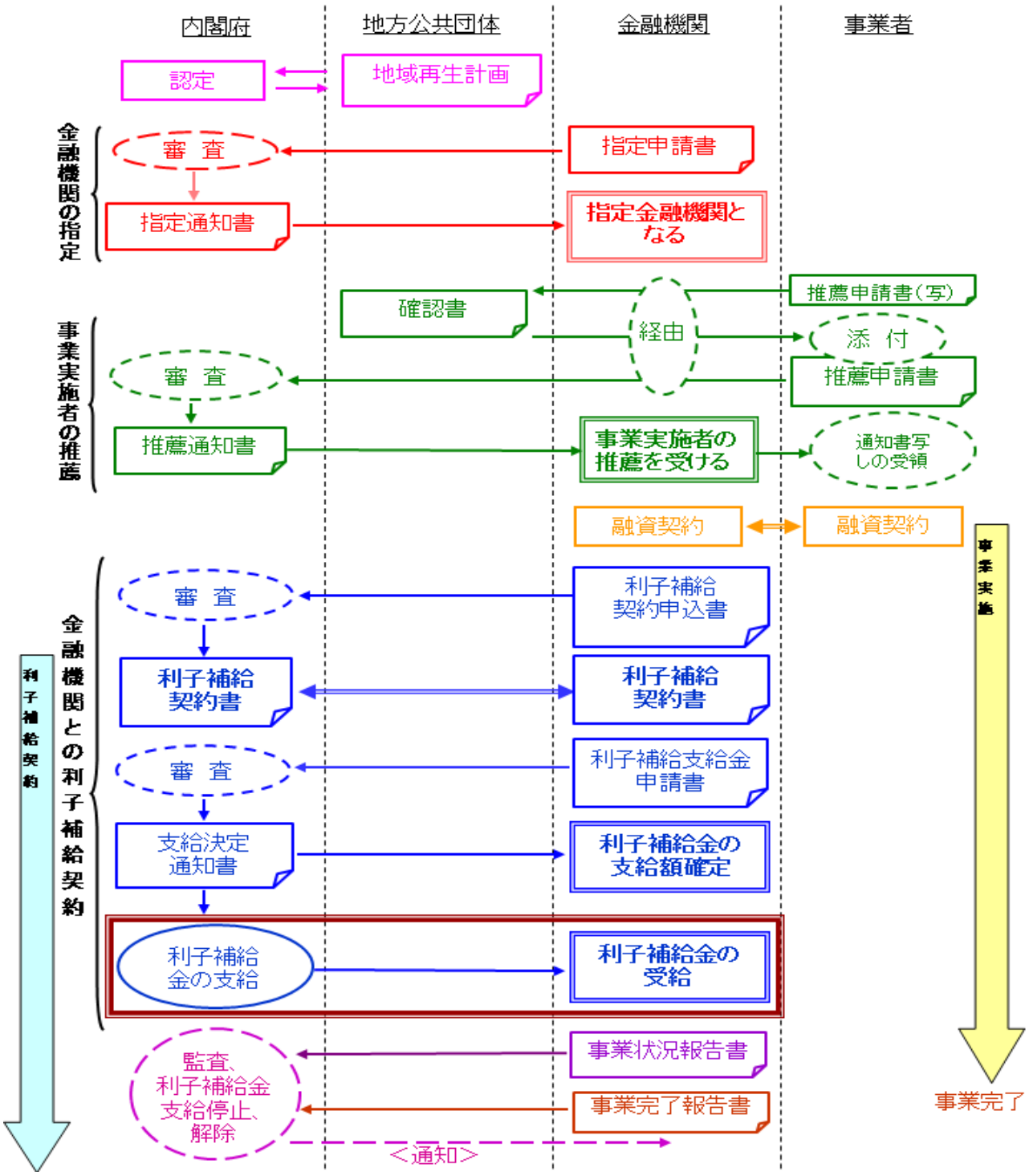

（２） 利子補給金の支給までの各段階の手続

① 認定申請のための地域再生協議会、認定申請手続及び地域再生計画の同意条件

ⅰ）手続の概要

地方公共団体は、地域再生計画認定申請の準備として、地域再生協議会を開催のうえ、地域再生計画に記載すべき内容を協議することが必要となります。地域再生計画認定申請については、地方公共団体が内閣府地方創生推進事務局に対し申請書を提出し、内閣府において同意条件など認定基準に照らして審査を行ったうえで、内閣総理大臣が認定を行うこととなります。

地域再生計画の作成及び申請にあたっては、「地域再生計画認定申請マニュアル」を参照するほか、本手引きの内容にも留意願います。

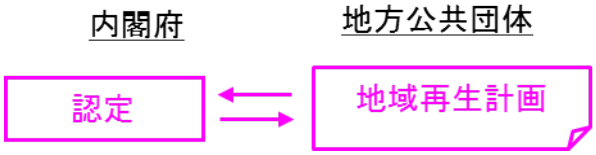

ⅱ）地域再生協議会での協議

地域再生協議会においては、地域再生計画に記載すべき内容を協議することが必要です。地域再生利補を活用する場合、ⅲ）の地域再生計画における記載すべき各項目について、地域再生協議会の構成員が共通した認識となるよう協議する必要があります。また、当該協議した概要が分かる書類を地域再生計画に添付する必要があります。

ⅲ）地域再生計画の記載項目と地域再生計画の同意条件

地域再生利補を活用するためには、地域再生協議会での協議を踏まえ、地域再生計画に次の項目について記載が必要となります。

ア）地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

指定金融機関の指定を見込む金融機関が、当該地域再生計画において、当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する貸付けを予定する事業の内容について具体的かつ詳細に記載してください。例えば、「指定金融機関が、当該地域内において○○又は○○を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。」と記述したうえで、「○○又は○○を実施する取組」の具体的内容を説明す

ることが考えられます。具体的内容の説明に当たっては、次のイ）の事業種別の説明内容となるよう記載してください。

イ）該当事業種別（対象事業項目）

ア）の記載内容を踏まえ、規則第４条及び第６条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の上記載してください。その場合、対象事業項目について具体的事例の記載がある地域再生支援利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第１及び別表第２も参考に選択してください。複数の選択も可能ですが、その場合は前述ア）の記載内容との関係性について記載することが必要となります。

地域再生計画の同意条件としては、該当する事業種別が存在することとなります。

地域再生支援貸付事業の事業種別は、次のとおりです（規則第４条）。

a） 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
b） 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
c） 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業
d） 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業
e） 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
f） 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
g） その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業の事業種別は、次のとおりです（規則第６条）。

a） 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
b） 地域住民の健康の保持増進に資する事業
c） 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
d） 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に

存在する資源の有効活用を図る事業

e） 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業

f） その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

ウ）地域再生利補の利用を予定している金融機関名

地域再生利補の利用を予定しているすべての金融機関名を記載してください（特定地域再生支援利子補給金の利用を予定する場合は任意）。なお、認定後に認定計画を変更し、金融機関名を追加又は削除することも可能です。この場合は、計画の変更認定を受ける必要があります。

地域再生計画の同意条件としては、地域再生計画に記載される金融機関が、地域再生協議会の構成員となっていること（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意）に加え、利子補給金の支給対象となる金融機関（１．（１）参照）であることとなります。

最新の当該計画認定申請に係る協議会を行った時点以降の地域再生協議会構成員一覧を添付してください。

② 金融機関の指定申請手続

ｉ）手続の概要

金融機関が指定金融機関の指定を受ける場合は、認定計画ごとに指定金融機関の指定申請書（以下「指定申請書」という。）を作成のうえ、内閣府地方創生推進事務局への提出が必要となります。指定金融機関の指定には、ⅱ）の要件を満たしていることが必要となります。

なお、事業者推薦の申請が見込まれるものの、指定金融機関の指定を受けていない場合には、事業者推薦の申請手続と指定金融機関の指定申請手続を並行して行うことも可能です。

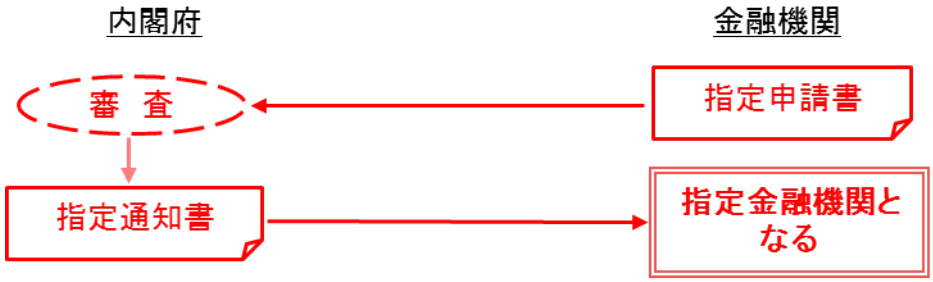

ⅱ）指定金融機関の指定要件

ア）地域再生支援貸付事業における指定要件（地域再生法第 14 条、規則第 15 条）

a）地域再生協議会の構成員であること

b）規則第４条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること

・地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること

・地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（地域再生協議会を除く）に参画した実績を有すること

・その他地域再生の取組を推進していると認められること

c）経理的基礎を有すること

d）知識及び経験を有する人的構成であること

イ）特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業における指定要件（地域再生法第 15 条、規則第 20 条）

a）規則第６条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること

・地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること

・地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（地域再生協議会を除く）に参画した実績を有すること

・その他地域再生の取組を推進していると認められること

b）経理的基礎を有すること

c）知識及び経験を有する人的構成であること

なお、地域再生支援貸付事業の指定要件との比較では、地域再生支援貸付事業における指定要件 a）が地域再生支援貸付事業のみの指定要件となっています。

ⅲ）手続書類（規則第 15 条又は第 20 条）

指定申請書の記載事項については、別添 1 を参照してください。

指定申請書には、以下 a)～f)の書類を添付する必要があります。(c) は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については不要です。)

a) 定款及び登記事項証明書

最新の内容のものを提出してください。登記事項証明書として、現在事項証明書を添付してください。なお、現在事項証明書のうち抄本の場合は、株式・資本区、目的区及び役員区が表示されたものを添付してください。

b) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

金融機関単体の決算書（貸借対照表、損益計算書）が分かる資料として、ディスクロージャー誌の該当部分などを提出してください。

指定要件のうち、「経理的基礎を有すること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。

c) 指定金融機関の指定に係る認定地域再生計画の作成又はその実施について協議をした地域再生協議会の構成員であることを証する書類

該当する地域再生協議会の構成員名簿と地域再生協議会の規約を提出してください。

指定要件のうち、「地域再生協議会の構成員であること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。

d) 地域再生支援貸付事業又は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業に対する貸付けを安定して行うために必要な経理的基礎を有することを証する書類

金融機関単体の自己資本比率、不良債権比率（金融再生法開示債権比率、公表していない場合はリスク管理債権比率）など、金融関係法令に基づく与信能力や資金管理能力を有することを証する資料として、ディスクロージャー誌の該当部分などを提出してください。なお、金融機関が監督当局から法令順守態勢に係る改善を内容とする行政処分等を受けている場合には、個別に状況を確認させていただく場合があります。

指定要件のうち、「経理的基礎を有すること」については、前述の b)の資料に加え、この部分の

資料に基づき判断することとなることに留意してください。

e)規則第４条各号又は第６条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していることを証する書類

具体的には、次の資料のうち１つを提出してください。

・規則第４条各号又は第６条各号に掲げる事業に対する貸付けの実績を示す資料として、金融機関で作成している稟議書の写しや貸付契約書の写し、借入企業によるプレスリリース資料（貸付金融機関が分かるものに限る。）など

・金融機関又は金融機関が出資するシンクタンク等が、認定地域再生計画の区域に係る地域の経済や社会について調査・分析活動を実施し、結果を公表していることを確認できる資料として、当該機関が発行している「経済レポート（月例調査等）」又は「報告書」など

・認定地方公共団体が組織した、地域再生の推進を目的とする協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。単回の開催ではなく継続的な活動実績があるものに限ります。）に参画（組織の構成員となって組織の意思決定に関与することを言います。）した実績を有することが分かる資料

・以上のほか、当該地域再生の取組を推進していると確認できる資料として、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の推進等に取り組んでいることが分かる資料

指定要件のうち、「規則第４条各号又は第６条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。

f）その他参考となる事項を記載した書類

金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、地域再生支援貸付事業を統括する部局（部局名、構成人数）及び連絡先（担当者名、ＴＥＬ、電子メールアドレス）などが分かる資料を提出してください。なお、電子メールアドレスは、可能な限り担当部署など組織に割り当てられたものとしてください。

申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、ＰＤＦ形式の文書を可能な限りＺＩ

Ｐファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。また、正式文書提出時には、メール本文に正式文書であることを明記してください。

ⅳ）留意事項

ア）本人確認

初回の申請時に、内閣府は、上記 f）の資料に記載された担当部局に電話し、申請が金融機関の意思であることを確認します。その後は、当該資料に記載された担当者及び電子メールアドレスからの提出書類は、金融機関の意思により提出されたものとして取り扱います。なお、上記 f）の資料に変更があった場合には、内閣府までご連絡ください。

イ）指定申請手続の処理期間（規則第 19 条第 3 項又は第 22 条第 3 項）

処理期間は、指定申請書が内閣府に到達してから金融機関に対し指定通知書を送付するまで、概ね 20 日を目安としてください。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

ウ）指定金融機関の指定の取消し（規則第 19 条第 5 項又は第 22 条第 5 項）

内閣総理大臣は、次の事項について該当することが明らかとなった場合、指定金融機関の指定を取り消すことができます。その場合には、該当する事由が発生した日に遡及して指定が取り消されることとなります。また、指定金融機関及び認定地方公共団体に対し、内閣総理大臣により、その旨及びその理由について書面にて通知が行われます。

a）指定金融機関の指定申請手続において記載内容について虚偽の記載があったとき、又はその他の不正の手段により指定を受けたとき

b）指定金融機関が当該指定に係る地域再生協議会の構成員ではなくなったとき（地域再生支援貸付事業のみ）

c）指定金融機関が地域再生支援貸付事業又は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事

業に対する貸付けを適正に実施することができなくなったと認めるとき

エ）取消しによる支給の停止（要綱第 11 条）

内閣総理大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して利子補給契約を取り消し又は解除し、当該指定を取り消した日より利子補給金の支給を停止することとなります。その際は、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、利子補給契約の取消日までに支給された利子補給金の全部を返納する必要があります。

③　事業者推薦の手続

ｉ）手続の概要

事業者は、指定金融機関の指定がなされた後、地域再生支援利子補給金等支給対象事業者の推薦申請書（以下「推薦申請書」という。）を作成のうえ、指定金融機関を経由して内閣府地方創生推進事務局へ提出します。

指定金融機関は、利子補給の対象となる事業が開始される前、かつ融資契約を締結する前に、内閣総理大臣から推薦通知書を取得する必要があります。また、その写しを事業者に対し通知してください。

なお、事業者推薦の手続については、審査事務の効率化及び予算の適切な執行のため、年５回の集中受付期間を設けています。具体的な受付期間や留意事項については内閣府ホームページでご案内しますので、各回の申請前に必ず確認のうえ推薦申請書を提出してください。

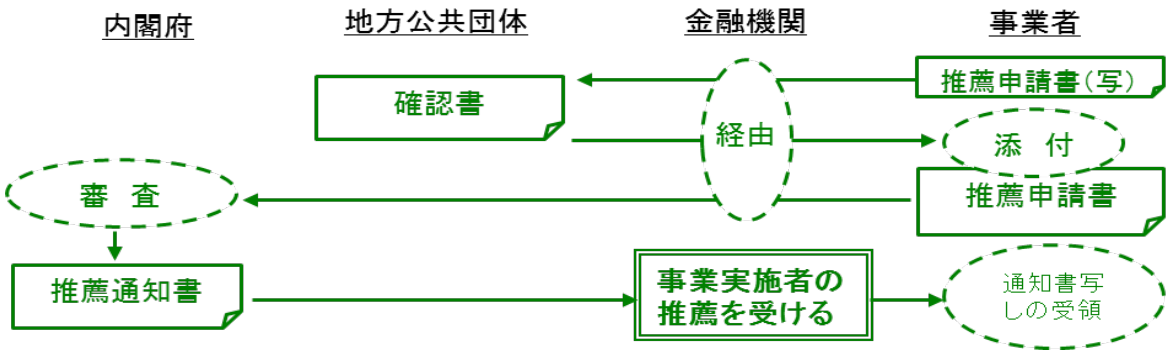

ⅱ）推薦申請書（案）の事前審査

推薦申請書については、推薦申請後における内閣府による審査を円滑なものにするため、推薦申請

書の案を事前に内閣府までご提出いただき、事前審査として本審査までに推薦申請書の内容を固める作業を行います。推薦申請書の記載事項については、別添２を参照の上、項目の記載漏れがないようにしてください。

なお、推薦申請又はその事前審査をもって当該推薦申請書に記載の融資予定額に見合う利子補給が確保されたわけではありませんのでご注意ください。その年の予算状況や当該推薦申請書の記載内容によっては、希望どおりの条件で利子補給を受けられない場合があります。

ⅲ）手続書類（要綱第４条及び第５条）

ⅱ）の事前審査が完了した場合、ア)、イ）の書類をご提出いただきます。

ア）地域再生支援利子補給金等支給対象事業者の推薦申請書（要綱別紙２）

イ）地域再生支援利子補給金等支給対象事業者確認書（以下「確認書」という。）（要綱別紙３）

申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、ＰＤＦ形式の文書を可能な限りＺＩＰファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。また、正式文書提出時には、メール本文に正式文書であることを明記してください。

※注意点は次のとおりです。

イ）地域再生支援利子補給金等支給対象事業者確認書

確認書の記載様式については、要綱別紙３となります。確認書には、認定地域再生計画に合致した事業であることを証する書類として、要綱別紙２の写しを添付してください。

ⅳ）留意事項

ア）本人確認

指定金融機関は、推薦申請書を内閣府に提出する前に、申請が事業者の意思であることを確認してください。（具体的な確認方法は指定金融機関が定めた方法とします。）

イ）確認書発行（要綱第４条第２項）

事業者は、指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。認定地方公共団体は、推薦申請書（写）の提出をうけ、地域再生計画の推進に資する事業

を実施する事業者として認められる場合に、推薦申請書（写）を添付の上、確認書を発行してください。

複数の地方公共団体が共同で認定を受けた地域再生計画に係る推薦申請書に添付する認定地方公共団体の確認書については、利子補給金の対象となる事業の実施場所や事業内容から、最も適切と判断される認定地方公共団体の確認書を添付してください。なお、判断に迷う場合には、内閣府にお問い合わせください。また、確認書を発行した認定地方公共団体は、他の当該認定地方公共団体と、確認書を発行した旨について情報共有するものとします。

なお、確認書については、提出後、内閣府から認定地方公共団体に対して意思確認を行うとともに、内容について照会する場合がありますので、認定地方公共団体の担当部局名、担当者名及び連絡先を確認書に記載するか、指定金融機関経由で内閣府にご連絡ください。

ウ）事業者推薦の審査

事業者推薦の審査においては、主に以下の点を確認します。

a）規則第４条各号又は第６条各号に掲げる事業のうち、認定地域再生計画に記載されている事業であること

b）認定地域再生計画の目標達成に資する事業であること

c）融資期間が融資実行日から５年以上であり、かつ、利子補給期間（融資実行日から５年間）が認定地域再生計画の計画期間内であること

d）国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度との併用はしないこと

このほか、以下の点に留意してください。

・規則第４条第１号の「企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業」には、新商品の開発・製造、新役務の提供、新たな事業分野への進出、商品の生産方式の改善などが含まれますが、いずれについても、推薦申請書の記載により、事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した事業であるかを確認します。

・土地購入費については、建物の建築や機械装置の導入と併せて行われる事業に限り利子補給対象となります。また、例えば、事業所兼自宅の自宅部分、対象事業項目に該当する商品と非該当の商品の両方を生産する工場の非該当商品部分に係る費用などは、利子補給対象外となります。

・融資形態について、例えば、プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、ＳＰＣへの融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社への融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資なども、なるべく幅広く利子補給対象となるよう運用します。この場合、利子補給対象となるかの確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階での相談をお願いします。

なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が５年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を５年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。

・繰上返済等により融資期間が５年未満となることが予定されている融資は対象外となります。

・地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度や国・地方公共団体の補助金との併用は、地域再生利補との併用の制限がなければ可能ですが、この場合、併用の趣旨等を確認しますので、推薦申請書の「その他特記事項」欄に詳細を記載してください。

エ）事業者推薦の有効期間（要綱第５条第３項）

事業者推薦は、当該推薦を行った日から１年以内に当該事業者と指定金融機関との間で貸付け（長期融資に切り替える予定のつなぎ融資を含む。）の実行がなされなかった場合は失効します。推薦後は、推薦申請書の記載事項に変更がない限り、当該指定金融機関から複数回利子補給金の対象となる融資を受けることができます。事業者推薦が失効した場合で、利子補給金を受けたいときは再度事業者推薦の申請手続を行う必要があります。

なお、有効期間中であっても、必ずしも将来の利子補給を確約するものではありませんのでご留意ください。

オ）事業者推薦の手続の処理期間

処理期間としては、事前審査の終わった推薦申請書を内閣府に提出してから金融機関に対し推薦通知書を通知するまでは、概ね 20 日を目安としてください。

カ）事業者推薦前の事業の開始・融資契約

指定金融機関は、融資契約を締結する前に、内閣総理大臣から推薦通知書を取得する必要があります。事業者推薦前に融資（当該融資を事業者推薦後に借り換えた融資等、事業者推薦前に行われた融資と実質的に同じものと評価されるものも含まれます。）が行われた事業を地域再生利補の対象とすることはできません。

また、指定金融機関と事業者の間で融資契約を締結していなかったとしても、事業者推薦前に利子補給の対象となる事業が開始されていた場合についても、原則、地域再生利補の対象とすることはできません。なお、事業の開始とは、工場建設であれば建設工事の開始を、機械装置の導入であれば当該機械装置の据付をいいます。事業者推薦前の事業の開始について、判断が難しい案件がある場合は、可能な限り早い段階での相談をお願いします。

キ）推薦を受けた事業者の推薦の取消し（要綱第 11 条）

内閣総理大臣は、次の事項について該当することが明らかとなった場合、推薦を受けた事業者（以下「推薦事業者」という。）の推薦を取り消すことができます。その場合、該当する事由が発生した日に遡及して推薦が取り消されることとなります。また、指定金融機関及び認定地方公共団体に対し、内閣総理大臣から、その旨及びその理由について、書面にて通知が行われることとなります。

a）推薦事業者が、推薦申請書の記載内容について虚偽の記載があったとき、又はその他の不正の手段により推薦を受けたとき

b）推薦事業者が、推薦申請書に記載した要綱の別表１（地域再生支援貸付事業の場合）又は別表２（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業の場合）に掲げる事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

ク）取消しによる支給の停止（要綱第 11 条）

内閣総理大臣は、推薦事業者の推薦を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して、

当該推薦に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約を取り消し、当該推薦を取り消した日より利子補給金の支給を停止することとなります。その際、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、利子補給契約の取消日までに支給された利子補給金の全部を返納する必要があります。

ｖ）割当額の調整等

事業者推薦の申請受付後、内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額（以下「割当額」という。）を暫定的に算定し、指定金融機関に通知します。また、原則として事業者推薦後に、確定した割当額を通知します。

割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご留意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。割当額に合わせて変更する場合には、変更後の融資額をもとに再度割当額の調整を行い、改めて割当額を通知することになります。

ア）利子補給金の活用実績を踏まえた取扱い

過去に地域再生利補を活用したことのある事業者については、融資予定額に 0.8 を乗じた額を割当額の計算に用います（百万円未満の端数切捨て）。

イ）達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い

地域再生計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に 0. 8 を乗じた額を割当額の計算に用います（百万円未満の端数切捨て）。

ウ）融資額が多額な案件の取扱い

事業者推薦の集中受付期間ごとに募集額を定めて申込みを受け付けますが、募集額を上回る申込みがあった場合、融資額が多額な案件を中心に割当額の調整を行います。多額となる金額や具体的

な調整方法は、内閣府ホームページでご案内します。

エ）業績不調な事業者から申請があった場合の取扱い

内閣府と指定金融機関が協議の上、事業者が利子補給の活用により、指定金融機関への返済可能性が向上し、事業を実施することが可能となる案件については、募集額を上回る申込みがあった場合において優先的に融資額を割当ていたします。

④　利子補給契約の手続

ｉ）手続の概要

指定金融機関は、推薦通知書の受領後、推薦事業者に対し、融資契約を締結のうえ貸付けを実行してください。なお、指定金融機関は、地域再生利補に係る手続にかかわらず、審査を行った上で貸付けを実行してください。貸付け後５日以内に、指定金融機関は地域再生支援利子補給契約等申込書（以下「申込書」という。）を必要な書類を添えて、内閣府地方創生推進事務局に提出してください。提出された申込書を内閣府で審査し適正と認められると、内閣府が地域再生支援利子補給等契約書（要綱別紙６－１。以下「利子補給契約書」という。）を作成し、指定金融機関との間で利子補給契約を締結いたします。

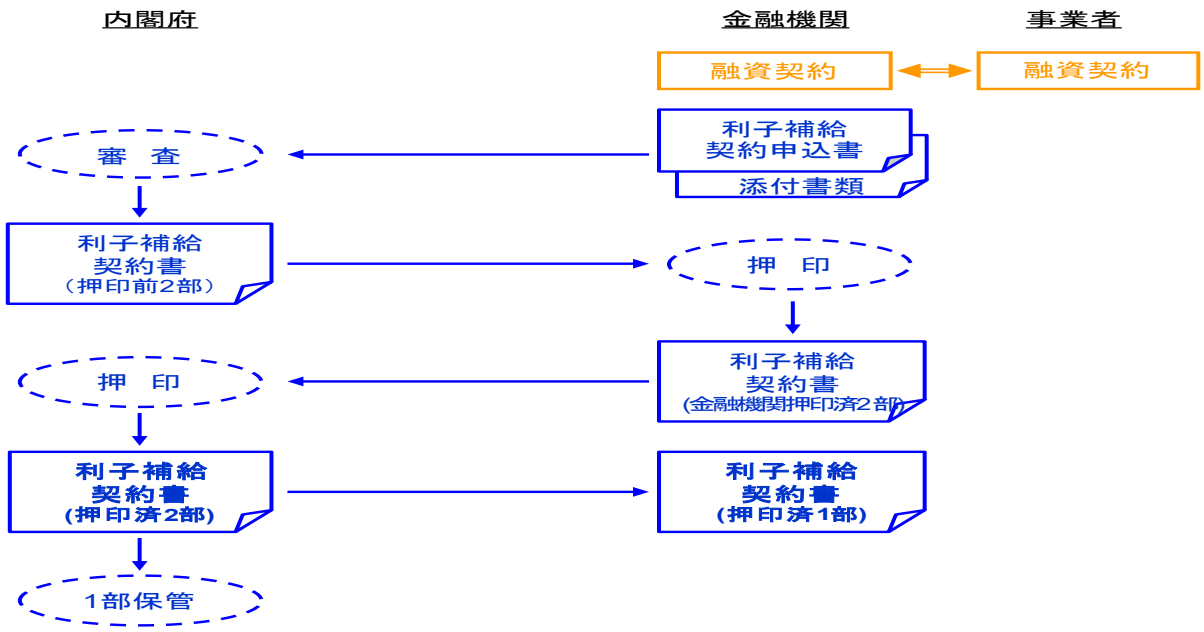

ⅱ）手続書類（要綱第６条及び第７条）

申込み時には次の書類をご提出いただきます。

ア）地域再生支援利子補給契約等申込書（要綱別紙５）

イ）利子補給契約申込時チェックリスト

ウ）指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し

エ）当該貸付契約に基づく、指定金融機関と推薦事業者の間で約した償還年次表

オ）単位期間ごとの利子補給金の額の計算表（以下「計算表」という。）などその他内閣総理大臣が必要と認める書類

申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、ＰＤＦ形式の文書（計算表はＥｘｃｅｌ形式）を可能な限りＺＩＰファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。

※注意点は次のとおりです。

ウ）指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し

利子補給契約の締結に係る貸付けの実行済みの貸付契約書全体の写しを添付してください。貸付契約書の写しでは、貸付日、貸付先、貸付額、資金使途、貸付金利（固定・変動の別や変動の場合における金利更改時期を含みます。）その他の条件を確認します。これらの情報が別文書（特約書等）に記載されている場合には、それも添付してください。シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。また、利子補給率を差し引いた金利で貸付契約を締結している場合は、利子補給金適用前の金利が記載されている資料を提出してください。

なお、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結している場合には、利子補給対象以外に係る貸付契約書の写しも提出してください。

エ）当該貸付契約に基づく、指定金融機関と推薦事業者の間で約した償還年次表

貸付けに係る元利金の支払いスケジュールについて、元本償還日、元本償還額、元本償還後残高、利払日、利息計算日数、利子補給金受給前の利息金額を一覧表にして添付してください。

なお、利子補給対象とならない金額を含んだ貸付契約の場合、利子補給対象となる貸付分に係る上記一覧表のご提出もお願いします。

オ）計算表などその他内閣総理大臣が必要と認める書類

計算表は、所定の様式に必要事項を記載して提出してください。計算表の記載方法は、別添 4 を参照してください。申込書の記載事項のうち、単位期間ごとの利子補給金の額の記載は特に重要です。利子補給金の額の計算については、下記ⅲ）の留意事項を併せてご確認ください。

なお、単位期間は、規則第 17 条に規定する単位期間であり、利子補給金の額を計算する際の単位となる期間となります。詳細は「⑤利子補給支給金申請の手続」を参照してください。また、その他内閣総理大臣が必要と認める書類は、上記の書類だけでは内閣府における審査に必要な情報を得られない場合に補完的に提出を依頼します。

ⅲ）留意事項

ア）融資条件

・金利条件は、固定金利でも変動金利でも構いません。また、信用保証協会による信用保証が付された貸付けについても、地域再生利補を活用することは可能です。

・償還回数及び償還日は、特に制限をしていません。償還方法については、償還スケジュールが融資時に確定しているものであれば、他の制限はありません。例えば、償還回数は毎月、3 ヶ月毎、半年毎等、償還方法は元金均等、元利均等などの方法を採用することが可能です。一方で、償還方法を定めない融資（随時の内金入金とするもの等）は、利子補給契約の締結ができません。

・利払日は単位期間内に 1 回以上となるようにしてください。（ただし、初回及び最終回の単位期間は除きます。また、利払日が休日の場合に支払日を翌営業日とする契約を行う場合は、利息の計算日が単位期間内であれば、実際の利息の支払日が単位期間外になることは差し支えありません。）

・利子補給金の額の計算においては、当該融資を 10 年間の元金均等半年賦償還とした場合の残高に利子補給率を乗じて得た額が利子補給金の支給額の上限となります。そのため、融資期間が 10

年間を超える場合や据置期間が設定されている等の場合には、実際の貸付残高に利子補給率を乗じた額とはならない場合がありますので、計算上、適用する利子補給率が 0.7%未満となることもあります。なお、利子補給金の額が影響を受けるだけで、10 年を超える融資期間とすることや据置期間を設定することを制限するものではありません。

・事業者との融資契約において、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結する場合には、特段の合理的な理由がなければ、融資利率は同一条件にしてください。

イ）内閣府への事前確認（要綱第６条第２項）

申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後５日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後５日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなります。

貸付けの内容が概ね決まった段階で、事前に内閣府に計算表の案及び償還年次表を送付していただきますと、内容の確認をいたしますので、手続きを円滑に進めることが可能です。事前確認に要する期間としては、通常の融資で 10 日間程度、シンジケートローン等の場合は１か月程度を見てください。シンジケートローンやストラクチャードファイナンスなど単一の証書貸付ではない融資契約の場合、またはＳＰＣである事業者への貸付けなどの場合、申込書の記載方法や添付書類について、事前に内閣府へ相談してください。事前確認にあたっては、融資契約の内容を確認できる資料として提出予定の④ⅱに示す手続書類の提出をお願いします。

ウ）第一回目の利子補給金支給に係る単位期間の特例（規則第 17 条第２項）

貸付実行日（第一回目の利子補給金の支給に係る単位期間の初日と同じ）が、次の表の左欄の期間に該当する場合は、原則第一回目の単位期間を右欄の期間とします。これは、申込書が内閣府に到達した日と通常の単位期間の末日が接近している場合、利子補給契約の締結に係る事務処理が間に合わない可能性があることを想定したものです。当該期間に貸付けを実行する予定で、指定金融機関において第一回目の単位期間について特段の希望がある場合は、事前に内閣府へ相談してください。

貸付実行日	第一回目の単位期間の特例
8 月 11 日～9 月 10 日	貸付実行日～翌年 3 月 10 日
2 月 11 日～3 月 10 日	貸付実行日～9 月 10 日

エ）利子補給契約書の印紙税の取扱い

現在運用中の地域再生支援利子補給金制度に係る利子補給契約書は、印紙税の課税文書には該当しない（印紙税法別表第１に該当しない）とされています。

オ）利子補給契約書の内容に変更が生じた場合（要綱第７条第５項及び第６項）

締結済みの利子補給契約書の記載事項に変更が生じた場合は、「地域再生支援利子補給等変更契約書」（要綱別紙６－２。以下「利子補給変更契約書」という。）により、内閣府と指定金融機関の間で利子補給変更契約を締結することとなります。

利子補給契約の変更が必要となる事実が発生したときは、速やかに内閣府に連絡をしてください。特に単位期間の末日に近く、かつ、利子補給金の額が変更となる場合、その後の支給申請の手続に支障が生じるおそれがありますので留意してください。

利子補給変更契約の締結にあたり、事実関係を示す資料の提出を内閣府から指定金融機関へ依頼することがあります。

カ）処理期間（要綱第７条第４項）

申込書が内閣府に到達してから利子補給契約の締結までの標準的な処理期間は 20 日間程度と考えていますが、処理期間を延長する場合もございますのでご了承ください。

キ）利子補給契約書の作成

推薦申請書及び利子補給契約申込書の内容をもとに、内閣府が利子補給契約書を作成し、指定金融機関に対し、押印前の同契約書を２部送付しますので２部ともに押印して、内閣府に返送してください。その後、内閣府で押印し、１部を指定金融機関に送付します。利子補給契約書は内閣府と指定金融機関の双方が、同一の内容のものを保管することとしています。

なお、利子補給契約書には、内閣府が作成した別添５の「別紙　実施する事業について」と別添６

の「地域再生支援利子補給等契約約款」が添付されます。

⑤　利子補給金支給申請の手続

ｉ）手続の概要

指定金融機関は、利子補給契約締結後、単位期間の末尾を基準日として、支給申請期限までに、年2回の利子補給金支給申請を行う必要があります。指定金融機関は、必要な書類を添えて利子補給金支給申請書を内閣府に提出します。内閣府による審査後、利子補給金を支給することを決定した旨の地域再生支援利子補給金等支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）が指定金融機関に通知されます。その後、内閣府から指定金融機関に対し支給日に利子補給金が支給されます。

単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④のⅲ）のウ）の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。

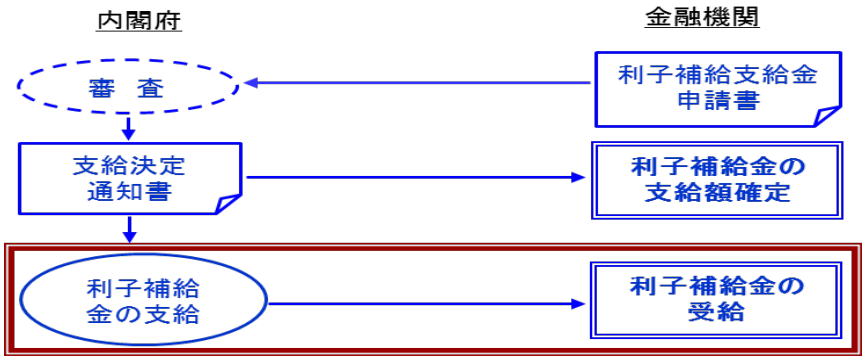

基準日	支給申請期間	支給決定通知	支給日（※）
9月10日	9月11日～20日	支給申請書到達から10日以内に支給決定通知書を送付	10月25日
3月10日	3月11日～20日		4月25日

※支給日が金融機関の休日であるときは、その翌営業日を支給日とする。

ⅱ）手続書類（規則第 18 条又は第 21 条、要綱第 8 条～第 10 条）

支給申請の際には次の書類をご提出いただきます。

ア）地域再生支援利子補給金支給申請書（規則別記様式第 4）

※特定地域再生支援利子補給金の場合は、特定地域再生地域再生支援利子補給金支給申請書（規則別記様式第 6）

イ）地域再生支援利子補給金申請チェックリスト

ウ）（利子補給（変更）契約時又は前回支給時から変更があった場合）当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表

エ）貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類

オ）（変動金利型かつ適用利率が 0.7％を下回る場合）計算表

カ）その他内閣総理大臣が必要と認める書類

申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、ＰＤＦ形式の文書（計算表はＥｘｃｅｌ形式）を可能な限りＺＩＰファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。紙で提出する場合には、Ａ４版両面印刷とし、ステープラーで綴じずにウ）からカ）の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。なお、ウ）について、利子補給契約の変更が必要となる貸付契約等の変更の際は、（支給申請時ではなく）その都度内閣府への報告が必要なことに留意してください。

※注意点は次のとおりです。

エ）貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類

貸付けの償還状況を示す書類として、例えば、融資に係る残高証明書や入金票などを添付してください。必要な情報は、貸付先、貸付けが特定できる情報（貸付日、貸付額等）、単位期間内の全ての償還日、償還額、貸付残高、支払利息額等ですので、これらが確認できるものであれば書類の形式は問いません。

金利条件が変動金利の場合は、上記に加え金利及び利子の推移が判る書類を添付してください。

オ）計算表

金利変動型の貸付契約で、適用利率が 0.7％を下回る場合は、「利子補給金の額」欄及び「利子補給金適用前の支払金利」欄が修正された計算表を提出してください。

カ）その他内閣総理大臣が必要と認める書類

上記の書類だけでは内閣府における審査に必要な情報を得られない場合に補完的に提出を依頼する場合があります。

ⅲ）留意事項

ア）支給日が休業日の場合について（要綱第 10 条第 4 項）

支給日が金融機関の休業日であるときは、翌営業日が支給日となります。

イ）支給決定の条件（要綱第 10 条第 2 項）

支給決定通知書の交付に当たり、内閣府は必要な条件を付すことができることとされています。通常は条件が付されることはありませんが、条件を付す必要がある場合は、事前に指定金融機関に連絡いたします。

ウ）延滞又は貸付条件の変更の場合（要綱第 11 条第 7 項）

内閣府は、当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類を確認したうえで、貸付けの償還に延滞又は貸付条件の変更が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができます。そのため、指定金融機関は、利子補給金の受給額に影響を与える延滞又は貸付条件の変更が発生した場合には、速やかに内閣府に報告を行うことが必要となります。

エ）支給申請の取下げ（要綱第 12 条）

指定金融機関は、支給決定通知書の内容又は上記イ）の条件について不服がある場合、利子補給金の支給申請を取下げることができます。取下げを行う場合、支給決定通知書を受領した日から 5 日以内に、支給申請を取り消す旨を記載した書面を内閣府に提出してください。様式は特に定めませんが、内閣総理大臣宛てとしてください。

オ）処理期間について（要綱第 10 条第 3 項）

申請書が内閣府に到達してから、支給決定通知書の交付までの標準的な処理期間は 10 日間です。

カ）振込口座の預金種別について

利子補給金の振込先に指定できる口座は、普通預金、当座預金、通知預金及び別段預金の４種類のみですので、ご注意ください。

３．　利子補給金の支給後の手続

指定金融機関は、利子補給契約締結後、内閣総理大臣に対し各種の報告が必要となります。報告を受けた内閣総理大臣は、必要に応じて指定金融機関に対し、報告内容の確認、監査、地域再生支援利子補給金の支給の停止及び利子補給金を返納させることができることとなっています。そのため、指定金融機関は、利子補給契約締結後も、推薦事業者に対する適切なモニタリングが求められます。

①　事業変更等の報告

ｉ）報告事項（要綱第 13 条）

指定金融機関は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。指定金融機関は、事実関係を確認した上で、速やかに報告を行うことが求められます。

ア）推薦事業者が実施する事業内容に変更が生じた場合

イ）推薦事業者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合

ウ）指定金融機関が申請した「指定金融機関の指定申請書」の内容に変更が生じた場合

ア）は、報告すべき事項及び報告すべき時期の判断は、指定金融機関が行うこととなります。その際、指定金融機関は、推薦事業者が実施している事業が引き続き地域再生計画の推進に資する事業であるか、さらに、今後の利子補給金の受給額に影響を与えることになるかについて、少なくとも検討のうえ、報告すべきか判断することが求められます。なお、各種検討したうえでも判断に迷う場合、内閣府にお問い合わせください（問い合わせの際は、まずは検討した内容を説明いただくことになります)。具体的に、事業環境の変化をうけ事業内容を一部変更したことにより、地域再生計画の推進に資する事業に該当しない状況となる場合や、推薦申請書の事業期間、事業費や融資時期等が変更となる場合などを想定しています。

イ）は、利子補給金の受け入れに大きく影響を与える可能性が高いため、指定金融機関は、特に、状況把握後の速やかな対応が求められます。

ウ）は、指定金融機関名、代表者名又は指定金融機関の所在地について、登記変更後に、速やかに報告が必要となります。

なお、緊急を要する報告については、書類にて報告する前に、速やかな情報提供のため、内閣府に対して事前に報告することが推奨されます。

ⅱ）報告様式及び留意事項（要綱第 13 条）

報告様式は、報告事項により様式が異なっており、各々要綱別紙８(ア)の場合)、同別紙９（イ）の場合)、同別紙 10(ウ)の場合）となります。

別紙８について、変更等内容欄には、変更前後で、変更事項が明確に把握できるよう記載してください。変更等内容欄の制約などから、説明資料を添付していただいても構いません。

別紙９について、中止・廃止の理由欄は、できるだけ詳細に記載してください。また今後の措置欄は、指定金融機関の機関決定による今後の措置について記載されることを想定していますが、機関決定に時間を要する場合などは、本報告の対処方法につき、早めに内閣府にお問い合わせください。

別紙 10 について、変更事項についての参考資料は、変更事項を証明できる資料として、変更前後の内容が確認できる登記事項証明書（指定金融機関の指定申請書における添付書類の登記事項証明書についてはコピーも可）などが該当します。

ⅲ）報告後の処理（要綱第 13 条及び第 15 条）

内閣総理大臣は、ⅰ）報告事項のうち、ア）又はイ）の報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。その結果、支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日より利子補給金の支給を停止し、同日付で利子補給契約を解除することとなります。その際、指定金融機関に対し書面で通知するとともに、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納を求める場合があります。

内閣総理大臣は、指定金融機関から報告を受けた後、報告内容を認定地方公共団体に通知いたします。また、内閣総理大臣は、指定金融機関に対して報告内容について確認を求めることができることとなっています。その際、合理的な理由により、報告内容の記載変更が必要となった場合、指定金融機関に対し改めて報告書の提出を求めることがあります（利子補給金の支給を停止する場合を除く)。

②　事業状況報告

ⅰ）報告事項（要綱第 14 条）

指定金融機関は、内閣総理大臣より、推薦事業者が実施する事業の遂行状況の報告を求められた場合、推薦事業者に対し事業遂行状況を確認後、速やかに報告を行うことが必要となります。具体的には、推薦事業者が実施する事業状況が情報公開され、内閣府において、利子補給金を支給するうえで、事業状況の確認が必要と認められる場合等を想定しています。

ⅱ）報告様式及び留意事項（要綱第 14 条）

報告様式は、要綱別紙 11 となります。記載に際しては、少なくとも、推薦事業者が実施している事業が引き続き地域再生計画の推進に資する事業であるか、さらに、今後の利子補給金の受け入れに影響を与える状況かどうかについて、詳細に記載してください。

ⅲ）報告後の処置（要綱第 15 条）

内閣総理大臣は、報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。なお、支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日より利子補給金の支給を停止し、同日付で利子補給契約を解除することとなります。その際、指定金融機関に書面で通知するとともに、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納を求める場合があります。

③　事業完了報告

ⅰ）報告事項（要綱第 16 条）

指定金融機関は、推薦事業者が実施する事業が完了した場合、遅滞なく（事業完了後３ヶ月以内を目安にしてください。事業完了とは、推薦通知書に記載されている事業（工事）が完了した場合を示します。）内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。その際、現況写真や固定資産台帳等、事業が適切に実施されたことが分かる資料を添付してください。なお、報告内容を確認後、必要に応じて、追加で報告を求める場合があります。

ⅱ）報告様式及び留意事項（要綱第 16 条）

報告様式は、要綱別紙 12 となります。その他特記事項欄は、事業完了時における雇用創出効果及びその他目標の達成状況を記載してください。また、当初の計画から変更となった項目が生じた場合、変更理由を記載してください。なお、①の事業変更等の報告がなされている項目については、変更理由の記載の必要はありません。

ⅲ）報告後の処置（要綱第 17 条）

内閣総理大臣は、報告内容を踏まえ、指定金融機関に対し監査を行うかどうか判断します。監査を実施して、その結果、支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日より利子補給金の支給を停止し、同日付で利子補給契約を解除することとなります。その際、指定金融機関に書面で通知するとともに、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納を求める場合があります。

指定金融機関においては、推薦事業者に対する適切なモニタリングを行ってください。推薦事業者が実施する事業に係る工期が長期の場合、工期終了時期を把握のうえ当該報告の漏れがないようにしてください。

④　利子補給金の経理

指定金融機関は、利子補給金の経理については、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿により明確にしておくことが必要となります。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類については、利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保存する必要があります（要綱第 18 条）。

以上

問合せ先

内閣府地方創生推進事務局（利子補給担当）

TEL：03-5510-2473

E-mail:rishi.hokyu@cao.go.jp

別添１　指定申請書の記載例

別記様式第５（第１９条関係）
（地域再生支援利子補給金の活用を明記した地域再生計画の指定を受ける場合は、当該様式を用いて作成してください。）

指定金融機関の指定申請書

○○年○○月○○日

内閣総理大臣　殿

住所　　○○県○○市○○町○○番○○号
金融機関の名称及び代表者の氏名
○○○○信用金庫
理事長　○○　○○

注　登記事項証明書に記載されている住所・金融機関名称・代表者氏名を記載してください。

地域再生法第１４条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

１．金融機関の名称　　○○○○信用金庫

注　登記事項証明書に記載されている金融機関名称を記載してください。

２．代表者の氏名　　理事長　○○　○○

注　登記事項証明書に記載されている代表者氏名を記載してください。

３．金融機関の所在地　　○○県○○市○○町○○番○○号

注　登記事項証明書に記載されている住所を記載してください。

４．認定地域再生計画について
（１）当該計画の名称　　○○○○○○○○○○○○

注　認定地域再生計画の名称を記載してください。

（２）認定地方公共団体　　○○○県

注　複数ある場合は、全ての認定地方公共団体名を記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第７（第２２条関係）
（特定地域再生支援利子補給金の活用を明記した地域再生計画の指定を受ける場合は、当該様式を用いて作成してください。）

指定金融機関の指定申請書

○○年○○月○○日

内閣総理大臣　殿

住所　　○○県○○市○○町○○番○○号
金融機関の名称及び代表者の氏名
○○○○信用金庫
理事長　○○　○○

注　登記事項証明書に記載されている住所・金融機関名称・代表者氏名を記載してください。

地域再生法第１５条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

１．金融機関の名称　　○○○○信用金庫

注　登記事項証明書に記載されている金融機関名称を記載してください。

２．代表者の氏名　　理事長　○○　○○

注　登記事項証明書に記載されている代表者氏名を記載してください。

３．金融機関の所在地　　○○県○○市○○町○○番○○号

注　登記事項証明書に記載されている住所を記載してください。

４．認定地域再生計画について

（１）当該計画の名称　　○○○○○○○○○○○

注　認定地域再生計画の名称を記載してください。

（２）認定地方公共団体　　○○○県

注　複数ある場合は、全ての認定地方公共団体名を記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別添２　推薦申請書の記載例

（注釈を記載するため、表の様式を一部変更しておりますが、原則変更はできません。）

別　紙　２

地域再生支援利子補給金等支給対象事業者の推薦申請書

○○年○○月○○日

内閣総理大臣　　殿

住所　○○県○○市○○○○丁目○○番○○号
名称及び代表者の氏名　株式会社　○○○○
代表取締役社長　○○　○○

注１　利子補給金支給対象事業者の住所・会社名・代表者氏名を記載してください。

注２　地域再生利補の目的は民間事業者の円滑な事業実施であるため、対象事業者は民間に限ります。国又は地方公共団体（国又は地方公共団体による出資比率の合計が50%を超える子会社・子法人を含む。）による出資比率の合計が50%を超える事業者等、国又は地方公共団体による資本的支配を受けていると評価される事業者は対象とすることができません。

（特定）地域再生支援利子補給金を伴う貸付けを受ける事業者として推薦を受けたいので、下記のとおり申請します。

注　事業種別に応じて、冒頭の「（特定）」の全部又は括弧のみを削除してください。

記

１．事業の内容

（１）事業名（工事名）　　○○○○○○○○事業又は○○○○○○○○工事

注　単純な設備投資工事等ではなく、要綱の別表第1又は第2の対象事業項目に該当する事業名又は工事名を簡潔に記載してください。

（２）事業期間（工事期間）○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

（○○ヶ月）

注１　実際の事業期間を記載してください。日にちまで記載できない場合は月単位でも構いません。

〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月（〇〇ヶ月）

注２　事業開始日が推薦通知書の通知日以前となるものについては、原則として利子補給対象外となりますのでご注意ください。

（３）工事費　　〇〇〇〇〇〇〇千円（総額〇〇〇〇〇〇〇千円）

注１　工事費には、『４．資金計画』の当該年度の事業費（工事費）計の金額を記載してください。
総額には、『４．資金計画』の事業費（工事費）計の合計額の金額を記載してください。
金額が大きい時は、単位を百万円・億円などに適宜修正してください。なお、単位未満切捨てで記載してください。

注２　地域再生支援貸付事業にかかる事業費のみをご記載ください。同時に対象外の工事を行う場合であっても同様です。

（４）指定金融機関からの借入予定額

株式会社〇〇〇〇銀行　　〇〇〇〇〇〇〇千円
（うち利子補給対象〇〇千円）

注１　指定金融機関名及び借入予定額を記載してください。
金額が大きい時は、単位を百万円・億円などに適宜修正してください。なお、単位未満切捨てで記載してください。

注２　利子補給を希望する借入予定額とそれ以外のものが両立する場合は、内訳が分かるように記載してください。

注３　複数行による協調融資の場合には１枚に複数行分をまとめて記載し、幹事行がまとめて提出してください。

２．法人等の概要　　*注　事業実施者と債務者が異なる場合はそれぞれの概要を併記してください。*

（１）主要事業の内容　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇製造・販売

注　事業者の詳しい事業の内容を記載してください。

（２）法人等設立年月日　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日設立

注　法人等の設立年月日（個人経営の場合は、創業年月日等）を和暦で記載してください。

（３）所在地　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

注　本社所在地を記載してください。

（４）資本金　〇〇〇〇〇億円

注　事業者推薦の当該事業者の資本金を記載してください（個人経営の場合不要）。
金額が大きい時は、単位を百万円・億円などに適宜修正してください。なお、単位未満切捨てで記載してください。

（５）主要株主及び持株比率

○○：○○%、○○：○○%、○○：○○%

注　上位３位程度の株主と比率を記載してください。

（６）従業員数　　○○名（○○年○○月末現在）

注　事業者推薦の当該事業者の従業員数を記載してください。

（７）工場等の名称及び所在地　　○○○○（○○県○○市）、△△△（○○県△△市）

注　事業者推薦の当該事業者の主要工場の名称及び所在地を市区町村名まで記載してください。

その際、主要工場でなくとも、本工事を行う工場については、必ず同様に記載してください。

（本件工事個所については、番地まで記載してください。）

（８）年間総売上高　　○○○○○○○○円（○○年○○月期）

注　直近の決算期の売上高を記載してください。

金額が大きい時は、単位を百万円・億円などに適宜修正してください。なお、単位未満切捨てで記載してください。

３．事業（工事）の概要

事業(工事名)	○○○○○○○○事業又は○○○○○○○○工事 ***上記「1.（1)」で記載した事業名(工事名)と一致させてください。***
事業(工事)所在地	○○県○○市○○町○○番○○号 *注　本事業の工事所在地が地域再生計画の区域内であることが確認できる範囲で記載してください。こちらで確認してエリアが特定できない場合はそれらがわかる資料を提出していただく場合もあります。*
事業(工事)の目的	当社は○○の製造及び販売を行う企業である。これまでに○○の製造にあたって○○という蓄積した知見を有している。 本事業は、○○工場を拡張し、○○装置を新たに導入する事業である。これまで、既存商品については○○により○○が課題であったが、当社が蓄積した○○な知見を活用することで、○○という製品を新たに製造するものである。具体的には○○○であり、これによりこれまでの課題が解消され、新たに○○することが可能となる。 本事業により、生産量が○○から○○に増加し、売上高○○円が○○円になる見込みであるほか、○○に伴い○名の新規雇用の拡大に資するものである。 本事業は、当社が蓄積した知見を活用して、○○を製品化する事業であることから、「企業その他の事業者が独自に蓄積した知見を活用した新商品の開発を行う事業であって、雇用機会の増大に資する事業」に合致する。 従来品：○○○○○○ 新商品：○○○○○○

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">
注１　冒頭に会社の概要を記載してください。その後、現状の取組みと課題、課題に対する解決方法、事業の目的、概要、詳細及び今回の事業により達成される効果（ビフォー／アフターがわかる定量的な内容）等を記載してください。
注２　地域再生法施行規則第４条又は第６条の事業種別に該当するものとしてください。例えば、地域再生法施行規則第４条第１号を例に挙げると「独自に開発した技術又は蓄積した知見」「新商品の開発又は新役務の提供」は通常の生産活動の範疇に収まらないものであるなど、内容及び程度について具体的に詳述してください。（単なる既存事業に基づく増産対応等では「新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等」に該当しません。）
また、専門用語には注釈を入れるなど、<u>具体的かつ詳細な説明になるようにしてください。</u>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
別表第１又は第2「（地域再生・特定地域再生）支援利子補給金対象事業一覧表」に掲げる対象事業項目
（例）新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの
注　認定地域再生計画の５－２（１）に記載された施行規則第４条又は第６条に規定する該当事業種別の中から該当する事業を１つ選択し、そのまま記載してください。
</td><td>
借入金利
○．○％
（固定 or 変動）
注　利子補給利率適用前の利率（固定・変動の別を含む）を記載してください。
</td></tr>
<tr><td>事業期間（工事期間）</td><td colspan="3">年　月　日　～　年　月　日　（　ヶ月）</td></tr>
<tr><td>事業（工事）内容</td><td colspan="3">
敷地面積　○○㎡　建築面積　○○㎡　延床面積○○㎡
建物区分　地上２階

総額：○○千円
用地取得費：○○千円
建設事業費：合計○○千円（内訳：工事費○○千円、設計料○○千円、監理料○○千円）
各種機械購入費：合計○○千円（内訳：○○機器　○○千円　○○機械　○○千円）
注１　総額の内訳をすべて記載してください。
注２　４．資金計画の事業費内訳に沿って本事業の工事内容がわかるように<u>具体的かつ詳細に記載</u>してください。
</td></tr>
</table>

認定地域再生計画との関連	本事業は、○○○○を進め、○○○○○○○に取り組む事業であり、○○○○○○○○○○○○○○○○に伴い、○○○県の「認定地域再生計画」の中で○○○○○○に位置付けられており○○○○○○○○○○○○○○○の達成に寄与し、同計画の○○○○○○○○○○○○○○に合致する。 *注　認定地域再生計画の５－２の記載内容を基に、本件事業がどのように関連しているかについて具体的かつ詳細に記載してください（要綱の別表の対象事業項目との関連を記載する欄ではありません）。* 【当該事業における目標値、目標達成年度及び認定地域再生計画に掲げる目標に対する寄与の度合い （認定地域再生計画の申請時における数値、達成年度における目標値、直近の実績及び目標値に対する達成・未達成の別）】 例） ・製造業の付加価値額　○,○○○千円（○○年度） ［○，○○○億円（○○年度）→　○，○○○億円（○○年度）］ 実績：○，○○○億円（○○年度）（目標　達成/未達成） ・新事業開始件数　○○件（○○年度） ［○，○○○件（○○年度）→　○，○○○件（○○年度）］ 実績：○，○○○件（○○年度）（目標　達成/未達成） *注　必ず１つ以上記載してください。金額の単位は必要に応じて変更していただいて構いません。*
その他特記事項	融資予定日・期間・金額：○○年○○月○○日　○年○ヶ月　○,○○○千円（必須） （融資が複数回ある場合（つなぎ融資含む）は、融資予定日ごとにすべて記載） 雇用創出人数：○○名（０の場合はその旨を報告） 補助金等（国）：○○省○○○○補助金（概要：○○○○○○○○、補助額：○○○千円、補助率：○○分の○） 補助金等（地方公共団体）：○○県○○○○補助金 （概要：○○○○○○○○、補助額：○○○千円、補助率：○○分の○） 補助金等（地方公共団体）：○○県○○利子補給金（概要：○○○○○○○、融資額：○○○千円、利子補給率○.○○％） 上記補助金等について地域再生支援利子補給金との併給可能の確認済み。 （地域再生支援利子補給金以外の補助金を活用する場合必須。） *注　地方公共団体の融資制度及び利子補給金制度を利用する場合は、制度の概要、利用する制度に係る融資額、利子補給率（利子補給金に限る。）を記載してください。* これまでに地域再生支援利子補給金を受けた回数：○回（初めての場合は０回）

・推薦通知年月日：○年○月○日
・指定金融機関：○○○○○○○○
・事業実施による効果
（申　請　時）：雇用創出○人
（事業完了時）：雇用創出○人（○年○月）
・当初予定していた雇用創出人数が事業完了時に下回った理由
申請時には・・・・であったが、事業完了時には・・・・という想定外の事態が発生したため、予定人数を満たせなかった。
・前回までの事業とは異なる事業であることの説明
前回行った事業は・・・・・・・・であり、今回行う事業は・・・・・であるため、異なる事業である。

【財務諸表】　（単位：千円）

営業利益		**割引料**	
受取利息		**自己資本**	
受取配当金		**総資本**	
支払利息		**当期純利益**	

【参考指標】

・インタレスト・カバレッジ・レシオ　（倍）
［（営業利益＋受取利息＋受取配当金）／（支払利息＋割引料）］
・自己資本比率　（％）
［自己資本 ／ 総資本 × １００］
・ＲＯＥ（自己資本当期純利益率）　（％）
［当期純利益 ／ 自己資本 × １００］

注１　融資予定日・期間・金額、雇用創出人数は必ず記載してください（補助金は活用する場合のみ記入）。
また、資金計画の事業費内訳のその他の内容、補助金等の補助名・概要・補助額・補助率、併給可能確認済の旨を記載してください。

注２　国の補助金の場合、地域再生支援利子補給金との重複利用の制限がなければ併用は可能ですが、厳しい財政事情を踏まえ、各府省の類似政策の重複排除等の徹底が求められております。国の補助金との重複部分が生じるおそれがある場合の地域再生支援利子補給金のご利用については、上記事情を踏まえて熟慮されますようお願いします。

注３　過去に地域再生支援利子補給金を活用して行った事業に関する事業完了時の効果について、本申請時にいまだ事業が完了していない等の事情がある場合は、その旨を記載してください。

４．資金計画

（単位：千円）

区　　分		○年度	○年度	年度	年度	年度	合計
事業費（工事費） 計		○○○○	○○○○				○○○○
事業費内訳 ※例	技術開発費	○○○					○○○
	建物	○○○	○○○○				○○○○
	機械装置	○○○	○○○				○○○
	その他 *注　各項目ごとに行を追加してください。*	○○	○○				○○
財 源　　計		○○○○	○○○○				○○○○○
財源内訳 ※例	指定金融機関 計	○○○○	○○○○				○○○○
	うち○○銀行	○○○○ （○○○○） ※利補対象と利補対象外がある場合は分けて記載してください。	○○○○ （○○○○）				○○○○ （○○○○）
	うち○○信用金庫 ※利子補給を申請する全ての金融機関を記載してください。						
	その他 民間金融機関		○○○○ （○○○○）				○○○○ （○○○○）
	政府系金融機関						
	補助金等（国）	○○○○					○○○○
	補助金等 （地方公共団体）	○○○○ [○○○○]					○○○○ [○○○○]

	自己資金	○○○	○○○○				○○○○

注１　地方公共団体の利子補給金制度を利用する場合、財源内訳に当該利子補給金に係る入額を（　　）内数で記載してください。
また、地方公共団体の融資制度を利用する場合、財源内訳に融資制度を利用する融資額を[　　]内数で記載してください。

注２　記載例にこだわらず必要項目を記載してください。また適宜行の追加・削除をしていただいて構いません。

※　内閣府照会等へのご協力のお願い及び事前審査の打切り

推薦申請書案の事前審査に当たっては、なるべく当該案が推薦に至るようにするため、内閣府は必要に応じて照会及び助言を行いますのでご協力をお願いします。

なお、事前審査期間中において、照会事項について十分な回答が得られないなど、推薦に至る見込みが低いと内閣府が判断する場合、関係者への影響を考慮して、事前審査を打ち切る場合があります。予めご了承ください。

別添３　利子補給契約等申込書の記載例

（注釈を記載するため、表の様式を一部変更しておりますが、原則変更はできません。）

別　紙　５

地域再生支援利子補給契約等申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣　殿

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

指定金融機関名　株式会社〇〇〇〇銀行

代表者の氏名　〇〇　〇〇

注　指定金融機関の指定申請書に記載した住所・金融機関名称・代表者氏名（指定金融機関の名称等変更報告書を提出している場合は当該報告書による変更後のもの）を記載してください。

地域再生支援利子補給金交付要綱第６条第１項の規定に基づき、（特定）地域再生支援利子補給契約の締結をお願いしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

注　利子補給金の種別に応じて、「（特定）」の全部又は括弧のみ削除してください。

記

１．認定地域再生計画名　　〇〇〇〇〇〇〇〇計画

注　推薦通知書と同一の内容を記載してください。

２．推薦事業者名　　株式会社〇〇〇〇

注　推薦通知書と同一の内容を記載してください。

３．単位期間ごとの（特定）地域再生支援利子補給金の額

注　利子補給金の種別に応じて、「（特定）」の全部又は括弧のみ削除してください。

単位期間	単位期間における基準日の貸付残高（円）	（特定）地域再生支援利子補給金額（円）
〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日※ *注　単位期間は、計算表（別添4参照。）の基準日をもとに記載してください。*	〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 *注　単位期間ごとの貸付残高は、単位期間ごとの利子補給金の額の計算表（別添4参照。）から転記してください。*	〇〇〇，〇〇〇円 *注　単位期間ごとの利子補給金の額は、単位期間ごとの利子補給金の額の計算表（別添4参照。）から転記してください。*
〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円	〇〇〇，〇〇〇円
〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円	〇〇〇，〇〇〇円
〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日＊	〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円	〇〇〇，〇〇〇円

注１　適宜行の追加をしていただいて構いません。

注２　融資実行日が初回の単位期間の初日と異なるときは、「※における支給に係る単位期間は、〇〇年〇〇月〇〇日（融資実行日を記載）～〇〇年〇〇月〇〇日（単位期間の末日を記載）」と欄外注記してください。

注３　融資日から5年を経過した日がその日を含む単位期間の末日と異なるときは、「＊における支給に係る単位期間は、〇〇年〇〇月〇〇日（単位期間の初日を記載）～ 〇〇年〇〇月〇〇日（融資日から5年を経過した日を記載）」と欄外注記してください。

４．添付書類

地域再生支援利子補給金交付要綱第６条第１項に規定する添付書類

別紙5添付

別添４　計算表の記載例

別紙5の指定金融機関の名称、1.、2.と一致させてください。

単位期間ごとの地域再生支援利子補給金の額の計算表

貸付実行日、貸付額、貸付金利は、貸付契約の内容を基に記載してください。

左端の単位期間とこの欄の額を別紙5の3.に転記してください。

認定地域再生計画名	指定金融機関名	推薦事業者名	貸付実行日	貸付額	貸付金利（利子補給金適用前）（a）	
○○○○○○○○計画	株式会社○○銀行	株式会社○○○○○○	令和##年##月##日	*,***,000,000円	固定	#.##%

単位期間	実際の貸付残高（円）					内閣府令で定める償還方法による貸付残高（円）					利子補給金の額(H)…(D)と(G)と(b)のいずれか低い額	利子補給金適用前の支払金利 (b)=(A)×(B)×(a)÷365	単位期間ごとの利子補給金適用後の支払金利 (c)=[(b)欄の単位期間ごとの合計]-(H)
	期間	日数(A)	残高(円)(B)	(C)=(A)×(B)×0.007÷365	(D)…(C)欄の単位期間ごとの合計	期間	日数(E)	残高(円)(F)	(G)=(E)×(F)×0.007÷365				
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日					年 月 日 ～ 年 月 日							
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
	年 月 日 ～ 年 月 日												
合計													

・実際の貸付残高に基づく残高とそれに対応する期間を入力してください。他の欄は、自動計算されます。
・期間は、地域再生支援利子補給金の計算では、単位期間の開始日又は最終日が休業日に該当する場合でも、特段の調整は行わずに計算されます。
・指定金融機関において計算結果の確認を行ってください。
・年間返済回数に応じて行の挿入を行ってください。行の挿入は横罫線の入っていない行で行ってください。罫線の入っている行で行の挿入を行ったり、行の削除を行うと、計算式が壊れてしまいますので、これらの操作は行わないでください。

（記入要領）
1. 単位期間ごとに、実際の貸付残高及び内閣府令で定める償還方法による貸付残高のそれぞれについて、期間、日数、残高を記入し、利子補給金の額を計算する。
2. 上記1. で計算したそれぞれの利子補給金の額のうち額が低い方を（H）欄に記入する。この欄に記入した額が、単位期間における利子補給金の額となるので、別紙5の3. の表の地域再生支援利子補給金額の欄に転記する。
3. 内閣府令で定める償還方法は、10年の元金均等半年賦償還（据置期間なし）である。